

リボかえ尔特約

< 現在 >		< 改定後 >
<p>第 6 条(本サービスの解約・中止)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、当社所定の方法で当社に申出ることにより、本サービスを解約することができるものとします。 2. 当社は、会員に対して、当社所定の方法による通知もしくは当社ホームページへの公表等を行うことにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。 3. 前2項により、本サービスを解約し、もしくは中止した場合において、本サービスの利用分に係る未払残高がある場合は、会員は、当該未払残高について、引き続き「リボルビング払い」の方法により支払うものとします。 	<p>【追加】</p>	<p>第 6 条(本サービスの解約・中止)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会員は、当社所定の方法で当社に申出ることにより、本サービスを解約することができるものとします。 2. 当社は、会員に対して、当社所定の方法による通知もしくは当社ホームページへの公表等を行うことにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。 3. 前2項により、本サービスを解約し、もしくは中止した場合において、本サービスの利用分に係る未払残高がある場合は、会員は、当該未払残高について、引き続き「リボルビング払い」の方法により支払うものとします。 4. <u>当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなく、本サービスを解除することができるものとします。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>カード会員規約に基づき、当社が会員のカードの利用を停止(一時停止の場合を含む)した場合または会員がカードを脱会した場合もしくは会員資格を喪失した場合。</u> (2) <u>当社に対する支払債務の履行を遅滞する等、当社が本サービスを解除することについて相当であると判断した場合。</u>